

### (3) 詐害行為

- 1 他人の債務の連帯保証人がその財産を配偶者に移転した行為が、離婚を前提とした財産分与として相当なものと認められること、主たる債務者の財産によって債権全額を弁済することが可能であると連帯保証人が考えることが不合理でないことをもって、詐害行為取消権の対象とならないとされた事例

神戸地裁尼崎支判 平成17年10月5日 判時1926-123

#### <事案の概要>

債務者Aは、平成11年1月にB銀行との間で借入金額6500万円の金銭消費貸借契約を締結し、XがAの債務の保証人となった。Cは、Xが保証債務を弁済することによりAに対して取得することとなる求償債権につき、Aの連帯保証人となった。

Xは平成14年7月に4100万円を代位弁済し、Aに対する求償権を取得した。

右求償債権の連帯債務者であるCは、その所有する不動産を平成15年5月に妻Yに贈与し、その旨の所有権移転登記を経由した。その後、平成16年9月にC—Y間の離婚が成立した。

これに対し、Xは、Cには本件不動産のほかにXの債権を満足させることのできる財産はなく、Cが連帯保証人であることに照らすと、本件不動産の所有権をYに移転した行為はXを害するものであり、右移転行為はXを詐害する意思に出た所為であると主張して、民法第424条の詐害行為取消権に基づき、右贈与の取消し及び所有権移転登記の抹消登記手続をYに請求する訴えを提起した。

#### <裁判所の判断>

次のように述べて、Xの訴えを斥けた。

CとYとの間に長年夫婦関係が維持され、家庭生活の上でも本件不動産の維持管理の上でもYが果たした役割は小さくなく、本件贈与の時点でC—Y間に離婚を検討すべき客観的状況が存在していたことに照らすと、本件贈与は、清算的要素、慰謝料的要素及び扶養的要素を全て含んだ財産分与に準ずるものと評価するのが相当であり、その内容も不相応に過大なものであるとは認められないことから、客観的詐害性がなく、債権者の取消の対象とならない。

また、主たる債務者であるA所有の不動産上に債権者Xのために設定されている抵当権の実行によってXが弁済を受けることができると見込まれる金額はXの求償債権額を上回ると認められることから、Cにおいて、A所有の財産によってXに対する債務を弁済可能であると考えていたとしても不合理でなく、CにXに対する主観的害意を肯定することは困難である。

よって、本件のC—Y間の贈与は、詐害行為取消権の行使が認められるための要件である客観的詐害性及び主観的害意を欠く。

- 2 債務者が土地建物の共有持分を、時価を下回る価格で実妹に譲渡した行為が詐害行為にあたるとして、債権者の請求により取り消された事例

大阪地判 平成18年2月22日

大阪高判 平成18年10月26日 金商1265-32、RETI068